

5 岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則

平成6年11月21日
規則 第95号

第1章 総則

第1条 県は、健全な住宅市街地の造成を促進し、もって住宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「区画整理法」という。）の規定による土地区画整理事業（その施行に関する業務を含む。）を行う者に対し必要な資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

第2章 組合等事業貸付金

（貸付対象）

第2条 知事は、次の各号に掲げる土地区画整理事業で、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものを施行する個人施行者（施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有するものが2人以上存する場合をいう。以下同じ。）又は土地区画整理組合（以下「組合等」という。）に対して事業に必要な資金（以下「組合等事業貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

- 一 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号。以下「法」という。）第1条第3項第1号イの土地区画整理事業
 - イ 1住区（1ヘクタール当たり100人から300人を基準として約1万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。）当たり1ヘクタール以上の面積の住宅先行建設区が設定されること。
 - ロ 施行地区的面積が2ヘクタール以上であること。
 - ハ 新たに造成される住宅市街地が施行地区のおおむね70パーセント以上を占め、又は1以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。
- 二 都市計画において定められた街路又は道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路で幅員6メートル以上（施行地区的面積が5ヘクタール以上の事業にあっては、幅員8メートル以上）のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。
- ホ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区的面積の15パーセント以上であること。
- 二 法第1条第3項第1号ロの土地区画整理事業
 - イ 土地を造成して賃貸し、若しくは譲渡する事業又は住宅を建設して賃貸し、若しくは譲渡する事業を行う者が所有権又は借地権を有する施行地区的宅地についての換地の地積及び保留

地の地積の合計が、施行地区の面積の20パーセント以上であること。

- 前号口からホまでに掲げる基準を満たすこと。

三 法第1条第3項第1号ホの土地区画整理事業

- イ 施行地区的面積が5ヘクタール以上であること。

- 都市計画において定められた街路又は道路法にいう道路で幅員12メートル以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

- ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区的面積の22パーセント以上であること。

- 二 第1号ハに掲げる基準を満たすこと。

(貸付額)

第3条 知事が一の組合等に貸し付ける資金の総額は、法第1条第3項第1号イに掲げる土地区画整理事業にあっては土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「区画整理令」という。）第63条第1項各号（第8号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用、法第1条第3項第1号口及びホに掲げる土地区画整理事業にあっては同令第63条第1項各号に掲げる費用のそれぞれ3分の1の範囲内とし、かつ、次に掲げる金額を合計した金額に3分の1を乗じて得た金額に相当する金額を超えないものとする。

一 区画整理令第63条第1項第1号から第9号まで（第8号を除く。）に掲げる費用については、施行地区的面積に1平方メートル当たり6400円（丘陵地等の場合には、1平方メートル当たり10300円までとすることができる。）を乗じて得た金額

二 区画整理令第63条第1項第10号に掲げる費用については、前号の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によって区分して、順次に当該区分に応じた同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合計額

区分	率
5千万円以下の金額	6.5パーセント
5千万円を超え1億円以下の金額	5.5パーセント
1億円を超え3億円以下の金額	3.5パーセント
3億円を超え5億円以下の金額	2.0パーセント
5億円を超え10億円以下の金額	1.0パーセント
10億円を超える金額	0.5パーセント

- 2 1以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業（新たに造成される住宅市街地が施行地区のおおむね70パーセント以上を占めるものを除く。）についての貸付額の算定に当たっては、住宅市街地に係る事業につき前項各号に掲げる金額を算定するものとする。
- 3 一の組合等に対し貸し付ける資金の額は、当該組合等の各事業年度における収支不足額を限度とする。

(貸付利子)

第4条 組合等事業貸付金は、無利子とする。

(償還期間)

第5条 組合等事業貸付金の償還期間は、6年（4年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、貸付金の償還期限は、区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告又は同法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告があった日の翌日から起算して8年を経過する日を超えないものとする。

(償還方法)

第6条 組合等事業貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、知事は、第1回目の償還期日が9月20日又は3月20日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

(貸付申請)

第7条 組合等事業貸付金の貸付けを受けようとする組合等は、組合等事業貸付金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 組合等事業貸付金償還計画書（別記第2号様式）
- 二 組合等事業貸付金事業計画書（別記第3号様式）
- 三 組合等事業貸付金資金計画書（別記第4号様式）
- 四 組合等事業貸付金連帯保証人確約書（別記第5号様式）

(貸付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定による書類の内容を審査し、貸付けを適當と認めるときは、速やかに貸付けの決定をし、組合等事業貸付金貸付決定通知書（別記第6号様式）によりその旨を組合等に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付けの決定に必要な条件を付することがある。

(借用証書の提出)

第9条 前条の規定により貸付けの決定を受けた組合等は、速やかに組合等事業貸付金借用証書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第10条 組合等事業貸付金の貸付けを受けた組合等は、貸付金の貸付けを受けた翌年度の4月20日又は事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、組合等事業貸付金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 組合等事業貸付金実績調書（別記第9号様式）

- 二 組合等事業貸付金事業資金調書（別記第10号様式）
三 組合等事業貸付金進ちょく状況図（縮尺1000分の1から3000分の1までの設計図に次の表の上欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる色彩を用い、過年度実行箇所は淡色塗りつぶし（ただし、仮換地指定区域については、ふちどりぼかし。）当該年度実行箇所はふちどりしたもの）

事項	色別
道路	朱
水路	青
公園緑地	緑
整地	だいだい
移転	赤
仮換地指定区域	紫

第3章 代行者用地貸付金

（貸付対象）

第11条 知事は、組合等から委託を受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者（次に掲げる基準に該当する者に限る。以下「業務代行者」という。）で、次項に規定する土地の所有権又は借地権（以下「土地等」という。）の買取りを行う者に対し貸付けを行う。

- 一 次に掲げる事項を勘案して土地区画整理事業の施行に関する業務を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有すると認められること。
- イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有し、かつ、同法の規定に違反した経験がないこと。
- ロ 委託を受けた土地区画整理事業と同程度以上の規模の宅地開発又は組合土地区画整理事業の業務を代行した実績があること。
- ハ 相当程度の資本金、自己資本等を有し、委託を受けた業務に要する費用の相当部分について自己資金又は銀行借入金等により手当ができると見込まれること。
- 二 土地区画整理士（区画整理法第75条第2項による技術検定の合格者として合格証明書の交付を受けた者をいう。）を置いていること。
- 二 土地を造成して賃貸し、又は譲渡する事業を行う者であること。
- 三 土地区画整理事業の施行に関する業務に関し組合等と締結している委託契約において、次に掲げる事項等を定めていること。
- イ 組合等の業務の相当部分について委託を受けること。
- ロ 法令の定め及び貸付けの目的に従って誠実に委託を受けた業務を行うこと。
- 2 前項の規定による資金の貸付けは、次に掲げる要件に該当する土地等の買取りについて行う。
- 一 第2条第2号に定める基準に該当する土地区画整理事業の施行地区内のものであること。
- 二 区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法

第10条第3項の規定による施行地区的変更を含む事業計画の変更（以下「事業計画の変更」という。）についての認可の広告又は同法第21条第3項の規定による土地区画整理事業組合の設立についての認可の公告及び同法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告があつた日の翌日以後に、業務代行者により取得されたものであること。ただし、区画整理法第2条第8項に規定する施行区域内に存する土地区画整理事業の施行地区内のものにあっては、これらの認可の公告の日から起算して3年を越る日以後であつて、かつ、当該区域が定められた日の翌日以後に取得されたものであること。

- 三 土地区画整理事業の施行後において、住宅用地又は公益的施設（新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第7項に規定するものをいう。）の用に供されるものであること。
- 四 土地に関する所有権以外の権利（当該土地について業務代行者が有する借地権を除く。）の目的となっているものでないこと。ただし、当該権利の消滅が確実と見込まれる場合は、この限りでない。
- 五 当該土地に建築物その他の工作物がないこと。ただし、当該建築物その他の工作物の除去が確実と見込まれる場合は、この限りでない。

（貸付額）

第12条 知事が一の業務代行者に貸し付ける資金（以下「代行者用地貸付金」という。）の総額は、業務代行者が取得する土地等の価額、当該土地に存する物件の移転に要する費用の額等当該土地の取得に要する費用の2分の1の範囲内の額とする。

- 2 前項の業務代行者が取得する土地等の価額は、適正に鑑定評価された価額を限度とするものとする。

（貸付利子）

第13条 代行者用地貸付金の利率は、年4.1パーセントとする。

（償還期間）

第14条 代行者用地貸付金の償還期間、据置期間及び償還期限については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「4年」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

（償還方法）

第15条 代行者用地貸付金の元金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、毎年度9月20日又は3月20日を償還期日とする。ただし、当該期日が銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

- 2 前項の場合において、半年ごとの償還額に1000円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 代行者用地貸付金の利息は、未償還残高に対し元金の償還期日に支払うものとする。

(貸付申請)

第16条 代行者用地貸付金の貸付けを受けようとする業務代行者は、代行者用地貸付金貸付申請書(別記第11号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 代行者用地貸付金償還計画書(別記第12号様式)
- 二 代行者用地貸付金土地等買取り計画書(別記第13号様式)
- 三 代行者用地貸付金連帯保証人確約書(別記第14号様式)

(貸付決定通知)

第17条 知事は、前条の規定による書類の内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは、速やかに貸付けの決定をし、代行者用地貸付金貸付決定通知書(別記第15号様式)によりその旨を業務代行者に通知する。

2 知事は、前項の規定による貸付けの決定に必要な条件を付することがある。

(借用証書の提出)

第18条 前条の規定により貸付けの決定を受けた業務代行者は、速やかに代行者用地貸付金借用証書(別記第16号様式)を知事に提出しなければならない。

(買い取った土地等の譲渡又は利用)

第19条 業務代行者が代行者用地貸付金によって買い取った土地等の全部又は一部を譲渡しようとするとときは、あらかじめ、知事に譲渡計画承認申請書(別記第17号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

(譲渡の基準)

第20条 業務代行者が代行者用地貸付金によって買い取った土地等の譲渡価格は、類地等の時価を基準とし、当該土地等の買取り及び管理に要する費用(買取りのための測量、調査等に要する費用、借入金の利息の支払いに要する費用等譲渡のために通常要する費用をいう。)並びに位置、品位及び用途等を勘案して、定めなければならない。

(事業実績報告書)

第21条 代行者用地貸付金の貸付けを受けた業務代行者は、貸付金の貸付けを受けた翌年度の4月20日又は貸付けに係る土地等の取得が完了した日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに代行者用地貸付金実績報告書(別記第18号様式)を知事に提出しなければならない。

2 代行者用地貸付金の貸付けを受けた業務代行者は、翌年度の4月20日までに買取った土地の管理状況報告書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。

第4章 雜則

(保証人又は担保)

- 第22条 貸付けを受ける者は、連帶して債務を負担する保証人を立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、資金の貸付額以上の時価評価額を有する不動産を所有する者でなければならない。
 - 3 知事は、貸付金債権を保全するため必要と認めるときは、貸付けを受ける組合等、業務代行者又は第1項の規定による連帯保証人に対し、保証人の変更若しくは追加又は担保の提供を求めることができる。

(償還期限の繰上げ)

- 第23条 知事は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当するときは、第5条及び第14条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部について償還期限の繰上げを命じることができる。
- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 二 貸付金の償還を怠ったとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

(加算金)

- 第24条 借受人は、前条第1号又は第3号に掲げる理由により償還期限を繰り上げられた場合には、貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を加算金として納付しなければならない。

(延滞金)

- 第25条 借受人は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

(償還期限の延長)

- 第26条 知事は、借受人が災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める場合においては、貸付金の償還期限を延長することができる。

(経理の明確化)

- 第27条 借受人は、当該資金を他の経費と区分して経理し、関係帳簿等を備え置いて、経理状況を明確にしておかなければならない。

(報告の徴収等)

第28条 知事は、貸付けの対象となった事業に関し、必要と認めるときは、申請者、貸付けの決定を受けた者又は借受人に対し報告を求め、又はその職員をして実地に調査をさせ、若しくは貸付金に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(書類の経由)

第29条 この規則の規定により知事に提出する書類は、施行地区を管轄する市町村長及び土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年度予算に係る貸付金から適用する。

附 則（平成7年5月19日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の規定は、平成7年度予算に係る貸付金から適用する。

附 則（平成8年7月30日規則第57号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の規定は、平成8年4月1日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年8月21日規則第89号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の規定は、平成10年4月1日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第7条関係）

岐阜県知事 様	年 月 日
申請者 代表者氏名	印
組合等事業貸付金貸付申請書	
岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第2条の規定による土地区画整理事業に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。	

（別紙）

第1条 借用金は 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期
日までに支払います。

割賦金額	償還期日
金 円	年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなつたときは、県の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還に当たっては、県の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により県が指定する日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、県に対して組合等事業貸付金を繰上償還します。

第6条 県において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
- (2) 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに反したとき。

2 県が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連携して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、県が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて県の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って、登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第9条 県において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに県に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合。

(3) 事業計画の変更（軽微な変更を除く。）を行う必要が生じた場合。

第11条 組合等事業貸付金実績報告書を翌年度の4月20日又は事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに県に提出します。

2 県において、事業の進ちょくが不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、直ちに実行されても異議ありません。

第2号様式（第7条関係）

組合等事業貸付金償還計画

施 行 者 名		据 置 期 間	割 賦 金 額	償 還 期 間				備 考
借 入 年 月 日	借 入 金 額			千円	千円			

注 割賦金額に100円未満の端数を生じたときは、その端数は最後の償還期日の割賦金額に加えるものとする。

第3号様式(第7条関係)

組合等事業貸付金事業計画書

(金額単位:千円)

施 行 者 名		設立等認可年月日		年 月 日		施 行 期 間		年 ~ 年							
事 業 内 容		全 体 計 画		前 年 度 ま で		今 年 度		次 年 度 以 降		備 考					
		数 量	単 価	金 額	金 額	数 量	単 価	金 額	金 額						
工 事 費	調査設計費 (m³)														
	道路築造費 (m²)														
	水路築造費 (m³)														
	公園築造費 (m²)														
	移転移設費 (戸件)														
	整地費 (m²)														
	損失補償費 (件)														
	法第2条														
	第2項該														
	当事業費														
工 事 雜 費															
小 計															
事 務 費															
工 事 費 事 務 費 計															
貸 付 対 象 事 業 費															
借 入 金 利 子															
総 事 業 費															
施 行 面 積 m²				貸付限度額算定根拠				整 理 後 の 土 地 利 用 率		整 理 後 の 公 共 利 用 率					
先買地 + 保留地 m² (%)								住 宅 %	道 路 %	公 园 %	工 業 %				
住宅先行建設区 m²								商 業 %	公 園 %	广 場 %	公 共 %				
新たに造成される住宅市街地率 %								工 業 %	绿 地 %	其 他 %	其 他 %				
公共減歩率 %								公 共 %	绿 地 %	其 他 %	合 計 %				
合 算 減 歩 率 %								其 他 %	其 他 %	合 計 %	合 計 %				
貸付事業単価 円 / m²															

注 1 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。

2 法(この様式においては「区画整理法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。

3 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。

4 「先買地 + 保留地」とは、第2条第2号イに規定する面積及び施行地区的面積に対する割合を記入すること。

第4号様式（第7条関係）

組合等事業貸付金資金計画書

施 行 者 名		(単位：千円)			
		前 年 度 ま で	今 年 度	次 年 度 以 降	合 计
收 入	保 留 地 処 分 金				
	補 助 ・ 助 成 金 そ の 他				
	借 入 金	都市開発資金の貸付けに関する法律による 借入金			
	そ の 他 の 借 入 金				
合 計					
支 出	工 事 費 事 務 費 計				
	借 入 金 償 還	都市開発資金の貸付けに関する法律による 借入金			
	そ の 他 の 借 入 金				
	利 子 分				
	そ の 他				
	合 計				

その他の借入金内訳

借 入 先	借入金額	借入期間	利 率	備 考
銀行 農協 等		年月 ~年月	%	
合 計				

保留地処分計画

年 月	面 積	单 価	金 額	備 考
	m ²	円		
合 計				

第5号様式（第7条関係）

組合等事業貸付金連帯保証人確約書

私（ども）は、今般 が県に対し貸付申請をいたしました
年度岐阜県土地区画整理事業資金貸付金 金 円の連帯保証人として、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第22条第3項の規定により県が担保物件の提供を要求されましたときは、別紙目録の私（ども）所有の土地を担保として提供します。
なお、 が債務を弁済するまでの間、当該物件を県の同意を得ることなく第三者に譲渡し、又はこれを担保に供することなく、適切に保全することを 立会いのうえ確約します。

年　　月　　日

住所

氏名 印

住所

氏名 印

立会人

印

岐阜県知事 様

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 号
様 岐阜県知事 印

組合等事業貸付金貸付決定通知書

年 月 日付け第 号で貸付申請のあったみだしの貸付金については、下記のとおり
貸し付けることにしたので通知します。

記

- 1 貸付金額 金 円
2 据置期間 年 月 日まで
3 償還期日

割賦金額	償還年月日
金 円	年 月 日

- 4 貸付金を貸付けの目的に使用しなければならない期限

年 月 日

- 5 その他の貸付条件

年 月 日付けの貸付申請書記載のとおり

- 6 貸付金の貸付けを受けたときは、速やかに別紙の借用証書に必要事項を記入し、記入押印のうえ
提出すること

第7号様式（第9条関係）

組合等事業貸付金借用証書

金 円也

上記金額は、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第2条の規定による土地区画整理事業に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

記

第1条 借用金は 年 月 日まで据え置き、以後下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

割賦	金額	償還期日
金	円	年 月 日

第2条 土地区画整理事業（以下「事業」という。）に要する資金が当初の予定額を必要としなくなつたときは、県の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還に当たっては、県の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により県が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合には、第1条の規定にかかわらず、県に対して組合等事業貸付金を繰上償還します。

第6条 県において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

（1）借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

（2）借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

（3）第8条、第9条、第10条又は第11条第2項の定めに反したとき。

2 県が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、

当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第7条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第8条 債務者又は保証人は、県が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項に定めた担保の提供については、すべて県の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って、登記等の第三者に対抗する用件を具備するに必要な手続を履行します。

第9条 県において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第10条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに県に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合。
- (3) 事業計画の変更（軽微な場合を除く。）を行う必要が生じた場合。

第11条 組合等事業貸付金実績報告書を翌年度の4月20日又は事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに県に提出します。

2 県において、事業の進ちょくが不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第12条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第8条に定める抵当権が存するときは、直ちに実行されても異議ありません。

年　　月　　日

所在地	
債務者	印
住所	
保証人	印

第8号様式（第10条関係）

年　月　日

岐阜県知事　　様

申請者　　印

組合等事業貸付金実績報告書

年　月　日付け　第　号で貸付決定通知を受けた組合等事業貸付金について、岐阜県
土地区画整理事業資金貸付規則第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 組合等事業貸付金の決定額及びその精算額

貸付決定額	円
貸付金精算額	円

2 貸付事業の成果

別紙の添付書類のとおり

第9号様式（第10条関係）

組合等事業貸付金実績調査

(金額単位：千円)

施 行 者 名		設立等認可年月日				年 月 日			施 行 期 間		年～ 年	
事 業 内 容		全 体 計 画			前 年 度 ま で	今 年 度			次 年 度 以 降	備 考		
		数 量	单 価	金 額	金 額	数 量	单 価	金 額	金 額			
工 事 費	調査設計費 (m ²)											
	道路築造費 (m ²)											
	水路築造費 (m ²)											
	公園築造費 (m ²)											
	移転移設費 (戸件)											
	整地費 (m ²)											
	損失補償費 (件)											
	法第2条 第2項該 当事業費											
	工事雑費											
	小計											
事務費												
工事費事務費計												
貸付対象事業費												
借入金利子												
総事業費												
施 行 面 積 m ²				貸付限度額算定根拠					整 理 後 の 土 地 利 用 率		整 理 後 の 公 共 利 用 率	
先買地 + 保留地 m ² (%)									住 宅 %		道 路 %	
住宅先行建設区 m ²									商 業 %		公 園 %	
新たに造成される住宅市街地率 %									工 業 %		広 場 %	
公共減歩率 %									公 共 %		緑 地 %	
合算減歩率 %									そ の 他 %		そ の 他 %	
貸付事業単価 円 / m ²									合 計 %		合 計 %	

注 1 事業計画内容については、二重線枠内に貸付当該年度分を記入すること。

2 法(この様式においては「区画整理法」をいう。)第2条第2項欄は、上水道、下水道等工種に応じて欄を設けて記入すること。

3 施行地区内に都市計画において定められている都市施設の名称、幅員、延長、規模等を備考欄に記入すること。

4 「先買地 + 保留地」とは、第2条第2号イに規定する面積及び施行地区的面積に対する割合を記入すること。

5 当該年度欄(二重線内)については、当該年度の事業計画数値のほか、上段の括弧内に事業実績(事業内容)を記載した二段書きとすること。

第10号様式(第10条関係)

組合等事業貸付金資金調書

	施 行 者 名							(金額単位:千円)												
	收 入										支 出									
賦 課 金	保 留 地 處 分 金	公 共 施 設 管 理 者	負 担 金	補 助 ・ 助 成 金	そ の 他	小 計	借 入 金			計	工 事 費	事 務 費	小 計	借 入 金 償 還			そ の 他	利 子 利 子	そ の 他	計
							都 市 開 発 資 金 に 關	の 貸 付 け に 關	す る 法 律 に よ 分					都 市 開 発 資 金 に 關	の 貸 付 け に 關	す る 法 律 に よ 分				
貸付決定の内 容																				
実施の内容																				

第11号様式（第16条関係）

岐阜県知事 様	年 月 日
申請者 代表者氏名	印
代行者用地貸付金貸付申請書	
岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第11条の規定による土地の所有権又は借地権の取得に要する資金 金 円を別紙記載の条件により借用したく、関係書類を添えて申請します。	

（別紙）

第1条 借用金は、利率年 %、 年 月 日まで据え置き、以後
年 月までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して、各償還日までに支
払います。

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償 還 金 合 計 額
1 年 月 日	円	円	円
2 年 月 日	円	円	円

合 計	円	円	円

第2条 土地等の買取り（以下「事業」という。）に要する資金について当初の予定額を必要としなくなったときは、県の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還に当たっては、県の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により県が指定する日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還又は返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上げ償還の必要が生じた場合は、県に対して、代行者用地貸付金を繰上 儻還します。

第6条 借用金によって買い取った土地等について譲渡した場合には、県に対して、当該土地等に

係る借用金の未償還残高を当該譲渡を行った日から起算して1月以内に償還します。

- 2 前項の場合において、借用金に係る土地等の一部について譲渡したときは、借用金の総額に借用金によって買い取った土地等の面積に対する当該譲渡をした土地等の面積の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡をした日までに償還した額のうち元金に相当する額と当該譲渡をした日から起算して1月以内に第1条により償還すべきこととされていた元金に係る償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。
- 3 前項による償還を行う場合における県に対する借用金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とします。

第7条 県において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

- (1) 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。
 - (2) 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。
 - (3) 第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条又は第15条第2項の定めに反したとき。
- 2 県が前項第1号又は第3号に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期限を繰り上げて償還の請求を行った場合においては、借用の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払います。

第8条 借用金の貸付けを受けた日の属する年度内に事業を完了します。

第9条 借用金によって買い取った土地等を貸付けの目的以外の目的に供し、又は供させるため第三者に譲り渡しません。

第10条 借用金によって買い取った土地等の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ、譲渡計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

- 2 借用金によって買い取った土地等の譲渡価格は、類地等の時価を基準とし、当該土地等の買取り及び管理に要する費用（買取りのための測量、調査等に要する費用及び借入金の利息の支払に要する費用等土地等の譲渡のために通常要する費用をいう。）並びに位置、品位及び用途等を勘案して定めます。
- 3 借用金によって買い取った土地等の譲渡価格が、前項に規定する費用を著しく上回ると県が認めた場合には、借用の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条又は第37条第1項の規定により大蔵大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から第1条の利率を控除した率を乗じて計算した金額を支払います。

第11条 保証人は、債務者と連帯して一切の債務を保証します。

第12条 債務者又は保証人は、県が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

- 2 債務者又は保証人は、前項の規定による担保の提供については、すべて県の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第13条 県において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第14条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに県に報告し、その指示に従います。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

第15条 代行者用地貸付金実績報告書を翌年度の4月20日又は事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに県に提出します。

2 県において、事業の進ちょくが不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第16条 本書に記載された債務を履行しない場合において、第12条に定める抵当権が存するときは、直ちに実行されても異議ありません。

第 12 号様式（第 16 条関係）

代行者用地貸付金償還計画書

代 行 者 名								備 考		
借 入 年 月 日	借入金額	据置期間	償還金額	償 還 期 日						備 考
				年 9 月 20 日	年 3 月 20 日	年 9 月 20 日	年 3 月 20 日	年 9 月 20 日	年 3 月 20 日	
	千円			元 金						
				利 息						
				計						
				元 金						
				利 息						
				計						
計				元 金						
				利 息						
				計						

注 割賦金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その端数は第 1 回目の償還期日の割賦金額に加えるものとする。
一部改正（平成 8 年規則 57 号）

第13号様式（第16条関係）

代行者用地貸付金土地等買取り計画書

1 年度 土地等買取り計画

図面 対象番号	土地区画 整理事業 の名称	土地区画 整理事業 の面積	買 取 り 予 定 土 地 等					物件移転費 等 の 額	合 計 額	備 考
			地目	所在地	面積	単価	価額			
		(ha)			m ²	千円 / m ²	(千円) 千円	(千円) 千円	(千円) 千円	

- 注 1 買取り予定土地等ごとに記載すること。
- 2 「価額」の欄、「物件移転費の額」の欄及び「合計額」の欄については、当該年度の計画数値のほか、上段の括弧内に貸付けを受ける金額を記載した二段書とすること。
- 3 取得予定土地等の価額、物件移転費等の額及び合計額には、事務費及び用地測量費は含まれないものとすること。
- 4 土地区画整理補助事業において、上記物件移転費等を対象とする場合には、これを計上しないこと。
- 5 過年度に取得済みの土地等については、備考欄に取得年月を明記すること。

2 全体計画

	年度以前実績				年度予定				合計							
	買取り土地等			物件 移転 費等 の額	合計 額	買取り土地等			物件 移転 費等 の額	合計 額	買取り土地等			物件 移転 費等 の額	合計 額	
	面積	平均 単価	価額			面積	平均 単価	価額			面積	平均 単価	価額			
	m ²	千円 / m ²	千円	千円	(千円) 千円	m ²	千円 / m ²	千円	千円	(千円) 千円	m ²	千円 / m ²	千円	千円	(千円) 千円	

- 注 1 申請に係る土地区画整理事業ごとに、貸付けを受けて買い取ろうとする土地等の買取りの全体計画を記載すること。
- 2 「価額」の欄、「物件移転費等の額」の欄及び「合計額」の欄には、買取った金額又は買取りを行う金額を記載すること。なお、「合計額」の欄上段には、貸付けを受けた金額又は貸付けを受ける金額を()書きで記載すること。
- 3 官公署の評価、金融機関、不動産鑑定士、学識経験者又は精通者の鑑定、近傍類他の売買実例、保留地処分予定価額等、土地等の評価上参考となる事項を記載した調書を添付すること。
- 4 「平成 年度予定」の欄中、買取り土地等の価額、物件移転費等の額及び合計額には、事務費及び用地測量費は含まれないものとすること。
- 5 物件移転費の額の内訳を添付すること。
- 6 土地区画整理補助事業において、上記物件移転費等を対象とする場合には、これを計上しないこと。

第14号様式（第16条関係）

代行者用地貸付金連帯保証人確約書

私（ども）は、今般 が県に対し貸付申請をいたしました 年度岐阜県土地区
画整理事業資金貸付金 金 円の連帯保証人として、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規
則第22条第3項の規定により県が担保物件の提供を要求されましたときは、別紙目録の私（ども）所
有の土地を担保として提供します。
なお、 が債務を弁済するまでの間、当該物件を県の同意を得ることなく第三者
に譲渡し、又はこれを担保に供することなく、適切に保全することを代表者立会のうえ確約します。

年 月 日

住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
立会人	
代表者	印

岐阜県知事 様

第15号様式（第17条関係）

第 年 月 号

代表者氏名 様

代行者用地貸付金貸付決定通知書

年 月 日付け第 号で貸付申請のあった見出しの貸付金については、下記のとおり
貸し付けることにしたので通知します。

記

1 貸付金額 金 円

2 据置期間 年 月 日まで

3 償還期日

割賦金額	償還年月日
金 円	年 月 日

4 貸付金を貸付けの目的に使用しなければならない期限

年 月 日

5 その他の貸付条件

年 月 日付けの貸付申請書記載のとおり

6 貸付金の貸付けを受けたときは、速やかに別紙の借用証書に必要事項を記入し、記入押印のうえ
提出すること

第16号様式（第18条関係）

代行者用地貸付金借用書

金 円也

上記金額は、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第11条の規定による土地等の取得に要する資金として確かに借用しました。

つきましては、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則の規定及び下記事項を守り、償還期日までに必ず償還します。

第1条 借用金は、利率年 %、年 月 日まで据え置き、以後 年 月までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して、各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償還金合計額
1 年 月 日	円	円	円
2 年 月 日	円	円	円

合 計	円	円	円

第2条 土地の買取り(以下「事業」という。)に要する資金について当初の予定額を必要としなくなつたときは、県の指定する日までに借用金のうち不必要となった部分を返還します。

第3条 借用金の償還にあたっては、県の指定する方法で行います。

第4条 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったときは、償還期日又は第2条により県が指定する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還又は償還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払います。

第5条 特別の事由により繰上償還の必要が生じた場合は、県に対して、代行者用地貸付金を繰上償還します。

第6条 借用金によって買い取った土地等について譲渡をした場合には、県に対して当該土地等に係る借用金の未償還残高を当該譲渡を行った日から起算して1月以内に償還します。

2 前項の場合において、借用金に係る土地等の一部について譲渡をしたときは、借用金の総額に借用金によって買い取った土地等の面積に対する当該譲渡をした土地等の面積の割合を乗じて得た額に相当するが、当該譲渡をした日までに償還した額のうち元金に相当する額と当該譲渡をした日から起算して1月以内に第1条により償還すべきこととされていた元金に係る償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還します。

3 前項による償還を行う場合における県に対する借用金の未償還残高の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項までの規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を償還期間として含む。）とします。

第7条 県において、次の各号の一に該当すると認めて、借用金の全部又は一部についてその償還期

間を繰り上げて償還の請求を行ったときは、その請求に応じます。

(1) 借用金を借用の目的以外の目的に使用したとき又は 年 月 日までに借用の目的に使用しないとき。

(2) 借用金の償還又は第2条による返還を怠ったとき。

(3) 第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条又は第15条第2項の定めに反したとき。

第8条 借用金の貸付けを受けた日の属する年度内に事業を完了します。

第9条 借用金によって買い取った土地等を貸付けの目的以外の目的に供し、又は供させるため第三者に譲り渡しません。

第10条 借用金によって買い取った土地等の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ、譲渡計画承認申請書を提出し、承認を受けます。

2 借用金によって買い取った土地等の譲渡価格は、類地等の時価を基準とし、当該土地等の買取及び管理に要する費用（買取りのための測量、調査等に要する費用及び借入金の利息の支払に要する費用等用地の譲渡のために通常要する費用をいう。）並びに位置、品位及び用途等を勘案して定めます。

3 借用金によって買い取った土地等の譲渡価格が、前項に規定する費用を著しく上回ると県が認めた場合には、借用の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条又は第37条第1項の規定により大蔵大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から第1条の利率を控除した率を乗じて計算した金額を支払います。

第11条 保証人は、債務者と連携して一切の債務を保証します。

第12条 債務者又は保証人は、県が担保物件の提供を要求したときは、直ちにこれに応じます。

2 債務者又は保証人は、前項の規定による担保の提供については、すべて県の指示に従い、かつ、担保物件の種別に従って登記等の第三者に対抗する要件を具備するに必要な手続を履行します。

第13条 県において、保証人が不適当となり、又は債務者若しくは保証人の提供した担保の価額が減少したと認めて、保証人の変更又は増担保の提供その他担保の変更を請求したときは、これに応じます。

第14条 次の各号の一に掲げる場合には、直ちに県に報告し、その指示に従います。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

第15条 代行者用地貸付金実績報告書を翌年度の4月20日又は事業が完了した日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに県に提出します。

2 県において、事業の進ちょくが不十分であると認め、又は事業の実績が借用の目的若しくは事業計画の内容に適合していないと認めて、必要な指示をしたときは、これに従います。

第16条 本借用証書に記載された債務を履行しない場合において、第12条に定める抵当権が存するときには、直ちに実行されても異議ありません。

年 月 日

所在地又は住所

債務者 印

住所 印

保証人 印

第17号様式（第19条関係）

譲渡計画承認申請書

岐阜県知事 様

申請者

代表者名

印

年 月 日付けの代行者用地貸付金借用書のとおり借用した資金によって買い取った土地等について、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第19条の規定により下記のとおり譲渡計画を承認されたく申請します。

記

1 譲渡計画

図面対象番号	譲渡の予定時期	譲渡面積	譲渡価額	譲渡単価	備考
	年 月	m ²	円	円 / m ²	
	年 月	m ²	円	円 / m ²	
合計		m ²	円	円 / m ²	

2 平均譲渡価額

譲渡価額			買取り及び管理に要した費用					近傍類似価額
譲渡価額	面積	平均譲渡価額	取得費	造成費	事務費 管理費	利息	合計	
円	m ²	円 / m ²	円	円	円	円	円	円 / m ²

注 次の書類を添付すること。

イ 官公署の評価、金融機関、不動産鑑定士、学識経験者又は精通者の鑑定、近傍類地の売買実例、保留地処分予定価額等現在価格を算定するうえで参考となる資料及び国土利用計画法第23条の土地に関する権利の移転等の届出に係る資料を添付すること。

ロ 位置図（縮尺1/30,000以上程度）

ハ 区域図（縮尺1/1,200以上程度）

第 18 号様式（第 21 条関係） 岐阜県知事 様

申請者
(代表者名) 印

代行者用地貸付金実績報告書

年　月　日付け　第　号で貸付決定を受けた代行者用地貸付金について、岐阜県土地区画整理事業資金貸付規則第21条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 貸付金交付年月日及び金額

第1回 年月日

四三

第 回 年 月 日

四

合計

当年度中に買い取った土地等の価額

(貸付金による買い取り分)

2 買取り状況

業務代行者名

図番	面号	土地区画整理事業の名称	買取り土地等			物件移転費等の額			合計額
			面積	単価	価額	種別	件数	額	
			m ²	円 / m ²	円 ()		件	円 ()	円 ()
					()			()	()
合計額			m ²	円 / m ²	円 ()		件	円 ()	円 ()

注 イ 位置を別紙図面において表示すること。

口 「価額」、「額」、「合計額」の各欄の上段に貸付金額を（ ）書きで記入すること。

第19号様式（第21条関係）

土地の管理状況報告（ 年3月31日現在）

業務代行者名

図 対 象 番 号	貸 付 年 度	貸付金額	買取面積	買取面積の内訳		土 地 等 の 管 理 状 況 等	土地区画整理事業の 進ちょく状況及び 譲渡予定
				譲渡済 面積	その他の 面積		
	年度	百万円	m ²	m ²	m ²		
小計							
合計							

- 注 1 貸付年度別に区分して記載すること。貸付年度が2年以上にまたがる場合は、小計を記載すること。
- 2 「土地等の管理の状況等」の欄には、未処分の土地についての現在の利用状況、その他の適正な土地等の管理を行ううえで参考になるべき事項を記載すること。
- 3 「土地区画整理事業の進ちょく状況及び譲渡予定」の欄には、土地区画整理事業の進ちょく状況及び譲渡の予定期間を記載すること。
- 4 謙渡が完了した土地等については、記入しないこと。